

中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について

平成 27 年 2 月 8 日

環 境 省
復 興 庁

昨年 9 月 1 日、福島県から中間貯蔵施設の建設について受入れ判断をいただくとともに、地権者に分かりやすく丁寧な説明を行うこと、搬入受入れに当たり 5 つの事項を確認すること等の申入れがありました。

これを受け、環境省では、9 月 29 日から 10 月 12 日にかけて、全 12 回の地権者説明会を開催し、地権者の皆様に用地補償の具体的な方針等を説明しました。その後、10 月 23 日には、大熊町長・双葉町長から、地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること等の申入れがありました。

これまでに環境省として連絡先を把握している地権者すべての方々に連絡を取り、順次個別訪問や物件調査等を進めるとともに、連絡先が不明の地権者についても戸籍簿等による調査を進めているところであり、地権者を始めとする皆様の御理解が得られるよう取り組んでまいりました。

このような経緯等を踏まえ、12 月には大熊町から、本年 1 月には双葉町から、中間貯蔵施設の建設の受入れ判断をいただいたところであり、苦渋の御決断に対し、改めて心からの感謝を申し上げます。

1 月 16 日には、環境省として中間貯蔵施設への搬入開始の見通しについて、2 月早々にも保管場（ストックヤード）の工事に着手し、5 項目の確認事項が確認された場合には、東日本大震災から 5 年目を迎えるまでには、パイロット輸送による土壌等の搬入が開始できるよう全力で取り組む旨を明らかにしたところであり、2 月 3 日に保管場工事に着手しました。中間貯蔵施設への搬入の着実な第一歩を踏み出すために、福島県から申入れのあった搬入受入れに当たっての 5 項目の確認事項等について、以下のとおりお示しいたします。

福島除染や復旧・復興を一刻も早く進めるためにも、中間貯蔵施設への搬入について、速やかな御判断をいただけますよう、よろしく願いいたします。

1. 県外最終処分の方案の成立

昨年の臨時国会に、国の責務として、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図るために万全の措置を講ずる旨を明確に位置付けた上で、その中核として、

「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」との規定を明記するとともに、法律に基づく国の明確な指揮監督権限の下で、有害廃棄物の管理や輸送等に専門性を有する中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が中間貯蔵施設に係る業務の一部を担うことができるようにする日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案を提出し、昨年 11 月 19 日に成立、12 月 24 日に施行されました。

また、同法律案の附帯決議においては、「除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること」等が求められており、国としてこれまでにお示ししている「8つのステップ」を基礎として、可能な部分から順次具体化することにより、30 年以内県外最終処分に向けてしっかりと対応してまいります。

JESCO においては、上述の改正法の施行を受け、中間貯蔵事業部の立ち上げ、いわき市に中間貯蔵管理センターの開設等を行い、今後も放射線防護の専門家の増員を含む中間貯蔵施設の管理運営等の業務に必要な体制強化を行います。また、環境省においても、既設の中間貯蔵施設等整備事務所に加え、12 月には中間貯蔵施設浜通り事務所を開設したほか、今後、組織体制の強化と職員の増員を行い、事業の進捗に応じて、中間貯蔵施設予定地内に現地事務所を設置し、現場監督等を一層徹底して行ってまいります。

2. 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度

平成 26 年度補正予算において、中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500 億円）及び原子力災害からの福島復興交付金（1,000 億円）を措置しました。

中間貯蔵施設等に係る交付金については、極めて自由度の高い制度として、福島県及び大熊町・双葉町に交付金を原資とした基金を造成し、当該基金を活用することにより、中間貯蔵開始後 30 年間にわたって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために必要な生活再建・地域振興策等に係るソフト・ハードにわたる広範な事業（①ふるさととの結びつきを維持するための事業、②生活空間の維持・向上のための事業、③風評被害緩和対策事業、④人材育成・就業支援事業、⑤公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業、⑥企業導入・産業活性化事業、⑦福祉対策事業、⑧地域活性化事業、⑨その他）に幅広く活用できるようにします。大熊町・双葉町には合計で 850 億円を直接交付し、福島県には 650 億円を交付することとします。

原子力災害からの福島復興交付金については、自由度の高い制度として、福島県に基金を造成し、当該基金を活用することにより、原発事故による影響を

強く受けた被災地域の復興や風評被害対策を始めとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業（①被災地域における帰還・再生推進事業、②原発事故からの復興に必要な拠点の充実に係る事業、③原発事故による風評被害対策事業、④その他）に広範に利用できるようにします。

本年2月3日に平成26年度補正予算が成立したことを受け、両交付金の交付要綱等を速やかに公表し、施行します。

また、平成27年度予算案において、福島特定原子力地域振興交付金を盛り込みました。福島第一原子力発電所の事故による廃炉という特殊事情に鑑み、現行の同原子力発電所に係る特例措置（毎年度67億円）を増額（+17億円）し、増額分を福島県に対して30年間継続して交付するものです（総額で510億円の増額）。本交付金については、極めて自由度の高い制度として、電源立地地域対策交付金と同様に幅広い事業に活用できるようにします。

これらの交付金による措置とも相まって、中間貯蔵施設に係る不安や影響をできる限り緩和して生活再建を進めていくため、コールセンターを設置しており、さらに大熊町・双葉町の全町民の皆様を対象とした生活再建相談窓口を今春を目処に開設し、福島県や大熊町・双葉町の協力の下、ワンストップで町民の皆様の様々な相談に応じてまいります。

3. 国による搬入ルート¹の維持管理等及び周辺対策の明確化

昨年11月に取りまとめた中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画（以下「輸送基本計画」という。）を踏まえ、中間貯蔵施設への輸送車両の円滑かつ安全な通行、輸送車両の集中による一般交通への影響の抑制を図るため、関係機関と連携し、地域の状況に応じ、必要な道路・交通対策を実施するとともに、これらの対策について、中間貯蔵施設への輸送に伴い当然に必要なものについては、国が中間貯蔵施設の整備費（平成27年度予算案には758億円計上）の中で費用を負担することとしています。また、福島県、福島県内の市町村、関係機関等から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、本年1月28日に取りまとめた中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～H27年度実施計画（以下「輸送実施計画」という。）では、想定される道路・交通対策のメニュー等を記載しており、これに基づき取組を進めてまいります。

さらに、これらの取組に関連して、福島県と環境省との間で、中間貯蔵施設への輸送に関する搬入ルートとなる県管理道路及び市町村道等の維持管理等に関する基本的事項についての確認書を取り交わします。

今後、本格輸送に向けて必要となる積込場等から中間貯蔵施設への搬入ルートにおける生活環境の保全等の周辺対策については、市町村の意向を踏まえな

がら、しっかり取組を進めてまいります。

4. 施設及び輸送に関する安全性

中間貯蔵施設に関する安全性については、中間貯蔵施設安全対策検討会での検討結果を基に、中間貯蔵施設において安全に貯蔵を行うために構造上及び維持管理上必要となる事項を整理した中間貯蔵施設に係る指針を始め、平常時の安全管理、緊急時の対応、情報公開など施設の管理運営に関する基本的な考え方について、福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議で御意見をいただきました。今後は、本指針に基づき詳細設計を行い、福島県の確認を得た上で、施設の建設に取り組んでまいります。また、当面の保管場（ストックヤード）での保管に当たっては、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準等に従い、安全を確保することとしています。

また、中間貯蔵施設への輸送に関する安全性については、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会での検討結果を基に、福島県、福島県内の市町村、関係機関等から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議で御意見をいただいた上で、安全かつ確実に輸送を実施すること等を基本原則とする輸送基本計画を取りまとめました。さらに同計画に基づき、概ね1年間のパイロット輸送に関する搬出元、輸送の流れとルート、輸送の統括管理、事故等への万全の備えと対応、運転者や作業員の教育・研修・安全確保、モニタリング等を含むより具体的な輸送実施計画を取りまとめたところです。

今後は、実施体制の整備、運行計画の策定、事故時における対応のマニュアルの作成や関係機関との体制整備に取り組むとともに、輸送の実施に当たっては、住民の皆様への周知・広報に努め、安全確実に実施してまいります。

5. 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意

中間貯蔵施設の建設や管理運営に当たっては、安全性の確保に万全を期すことはもちろんのこと、住民の皆様に一層安心していただけるよう、国（環境省）が中間貯蔵施設の建設や管理運営及び土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講ずること、福島県及び大熊町・双葉町はそれを確認し、必要に応じて建設・搬入停止を含めた措置を求め得ること、中間貯蔵施設の建設等の状況等を監視し、環境の保全その他の安全の確保について助言するため、地域住民を含めた者で構成される環境安全委員会を設置すること等を内容とする中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書案を別紙のとおり取りまとめました。

本協定書を締結した際には、誠意をもってこれを履行してまいります。

6. その他

事故由来放射性物質により汚染された環境の回復は、福島復興のために必要不可欠なものであることを踏まえ、放射性物質汚染対処特措法の施行前に緊急的に実施された学校等での除染により生じた土壌等については、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入することとします。また、ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高いなどの理由により、中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で中間貯蔵施設に搬入することとします。

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する 協定書案の概要

- 中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保等を目的とする福島県、大熊町・双葉町、環境省の3者協定
- 環境省が中間貯蔵施設の建設・管理運営・土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講じ、福島県、大熊町・双葉町はその取組を確認

環境省

中間貯蔵施設の建設等の 安全確保に万全の措置

- ・関係法令等の遵守 第1条
- ・安全確保の方針策定、
事業者の指導・監督 第3条
- ・モニタリングの実施・公表 第4条
- ・防災体制の充実・強化 第5条
- ・情報の公開 第13条
- ・最終処分に必要な措置、
跡地利用の協議 第14条

事業方針の事前説明 第2条

進捗状況の定期報告 第6条

異常時における連絡 第7条

立入調査・状況確認 第8・9条

措置要求(建設・搬入停止等) 第10条

監視・助言 第12条

福島県、大熊町・双葉町

中間貯蔵施設の建設等の
安全確保の取組を確認
(必要な際は措置を要求)

環境安全委員会

- ・ 中間貯蔵施設の建設等の状況等を監視し、環境の保全その他の安全の確保について助言
- ・ 学識経験者、福島県、大熊町、双葉町、地域住民、環境省で構成

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（案）

福島県（以下「甲」という。）、大熊町及び双葉町（以下「乙」という。）並びに環境省（以下「丙」という。）は、福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保等を目的として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守）

第1条 丙は、中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬（以下「中間貯蔵施設の建設等」という。）に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、除去土壌等の収集、運搬、保管又は処分による中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保のため、万全の措置を講ずるものとする。

（事前説明）

第2条 丙は、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に係る中間貯蔵施設の建設等の計画その他の事業実施の方針について、事業を実施する前に甲及び乙にその内容を説明し、十分に理解を得るものとする。

（安全確保の方策）

第3条 丙は、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のため、中間貯蔵施設に係る指針その他の安全の確保に係る方針を策定するものとする。

- 2 丙は、中間貯蔵施設の建設等を担当する事業者に対して、前項の安全の確保に係る方針を遵守することを求め、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に万全を期すよう、積極的に指導及び監督を行うものとする。
- 3 丙は、前項の事業者が指導及び監督に反して中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に支障を生じさせたときは、責任を持って適切な措置を講ずるものとする。

（モニタリングの実施）

第4条 丙は、甲及び乙と協議の上、中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリングの計画を策定し、モニタリングを実施するものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づき実施した環境放射能等のモニタリング結果を速やかに公表するものとする。
- 3 甲又は乙は、必要があると認めるときは、中間貯蔵施設に係る環境放射能

等のモニタリングを実施し、その結果を公表することができる。

(防災対策)

第5条 丙は、大規模な自然災害を含む緊急事態に的確かつ迅速に対応することができるよう、防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。

3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(定期的な報告)

第6条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

(1) 中間貯蔵施設の建設の進捗状況

(2) 中間貯蔵施設の管理運営の状況

(3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入状況

(4) 中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリング結果

(5) (1)～(4)のほか、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関して必要な事項

(異常時における連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項が発生したときは、直ちに連絡するものとする。

(1) 環境放射能等のモニタリングにおいて、放射線量等の異常を検出したとき。

(2) 中間貯蔵施設の敷地内において、火災又は重大な故障が発生したとき。

(3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬に当たって中間貯蔵施設の周辺地域で事故(軽微なものを除く。)があったとき。

(4) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営の際、除去土壌等又はこれによって汚染されたものが中間貯蔵施設の敷地外に漏れ出したとき。

(5) 中間貯蔵施設に関し人の障害(放射線以外の障害であって軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(6) (1)～(5)のほか、中間貯蔵施設の敷地内で起きた事故であって中間貯蔵施設の周辺地域の住民に不安を与えるおそれがあるとき。

2 前項の規定による連絡の方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次の各号に掲げる場合は、中間貯蔵施設の敷地内に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

(1) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) (1)の場合のほか、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保の観点から、中間貯蔵施設の建設等の状況等について、特に立入調査が必要であると認められる場合

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき立入調査を行うときは、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知するものとする。

3 丙は、前項の通知を受けたときは、立入調査を行う者の安全を確保するために必要な事項等を通知するとともに、当該者の立入調査に立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項の規定に基づく立入調査とは別に、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関する事項（第2条の説明事項に関することを含む。）について、状況確認を行うことができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき状況確認を行うときは、あらかじめ丙に対しその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第7条の規定に基づく異常時における連絡、第8条第1項の規定に基づく立入調査又は前条第1項の規定に基づく状況確認の結果、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、丙に適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づく適切な措置の要求を受けて丙が対応するまでの間、中間貯蔵施設の建設又は中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入の停止を求めることができるものとする。

3 丙は、甲又は乙から前2項の規定に基づく措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに対応するものとする。

(立入調査等を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査又は第9条第1項の規定に基づく状況確認（以下「立入調査等」という。）を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づき選任した職員が立入調査等を行う際、必要があると認めるときは、丙の同意の下に、甲又は乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前2項の規定により選任し、又は同行させることとした職員等が立入調査等を行うときは、身分を示す証明書を携帯させるものとする。

(環境安全委員会)

- 第12条 中間貯蔵施設の建設等の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、甲、乙及び丙は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 環境安全委員会には、乙の住民及び学識経験者が参加するものとする。
 - 3 前項のほか、環境安全委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(情報の公開等)

- 第13条 丙は、中間貯蔵施設の建設等の状況等について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、積極的に情報を公開し、国民の理解の促進、風評被害の防止及び乙の住民との信頼関係の確保に努めるものとする。
- 2 丙は、乙の住民に対し中間貯蔵施設に係る広報を行う場合には、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(最終処分を完了するために必要な措置等)

- 第14条 丙は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第3条第2項の規定に基づき、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、前項の措置の具体的内容及び開始時期を明記した工程表を作成し、その取組の進捗状況について毎年、甲及び乙に報告するものとし、甲及び乙は、必要に応じて丙に取組を促すことができるものとする。
 - 3 丙は、国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。
 - 4 甲、乙及び丙は、甲及び乙の意向を踏まえ中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議を行うものとする。

(調査等への協力)

第15条 丙は、甲及び乙が実施する中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のための調査及び施策に積極的に協力するものとする。

(損害の賠償)

第16条 丙は、中間貯蔵施設の設置又は管理運営に瑕疵があったために他人に損害を生じさせたときは、国家賠償法(昭和22年法律第125号)の例により、適切に対応するものとする。

(協定の改定)

第17条 甲、乙又は丙は、この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分に協議を行うものとする。

(その他)

第18条 甲、乙又は丙は、この協定に反する事案が発生した場合、速やかに原因調査を行い、その結果及び再発防止のために講じた措置について、相手方に報告するものとし、その相手方から必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

この協定は、平成27年 月 日から実施する。

この協定締結の証として、協定書4通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成 27 年 月 日

甲 福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 大熊町
大熊町長 渡辺 利綱

双葉町
双葉町長 伊澤 史朗

丙 環境省
環境大臣 望月 義夫

中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱（案）

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書第12条の規定に基づきこの要綱を定める。

第1 目的及び名称

福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、福島県、大熊町、双葉町及び環境省は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 活動

委員会は、次の事項について、環境省等から報告を受け、監視を行い、意見交換及び助言等を行う。

- (1) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況に関すること
- (2) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること
- (3) 中間貯蔵施設に係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に関すること
- (4) その他中間貯蔵施設の安全の確保に必要な事項

第3 構成

1. 委員会は、次に掲げる区分ごとに、次に掲げる人数の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 福島県 2人
- (3) 大熊町 2人
- (4) 双葉町 2人
- (5) 大熊町が指名する住民 2人
- (6) 双葉町が指名する住民 2人
- (7) 環境省 2人

2. 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3. 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 1の(1)の学識経験者の委員は、福島県、大熊町、双葉町及び環境省が協議して指名するものとする。
5. 1の(2)～(4)に掲げる福島県、大熊町及び双葉町の委員については、それぞれの議会議員を含めることができるものとする。
6. 委員会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員をオブザーバーとして参加させることができる。

第4 委員長

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から委員会において互選する。
3. 委員長は、必要な際に委員会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 委員長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第5 その他

1. 委員会の事務は、環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所が行う。
2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から実施する。